

## 伝統を繋ぐということ

国際協力部長

内 藤 晋太郎

令和3年7月16日付けで森永太郎氏の後任として法務総合研究所国際協力部長に就任しました。前任者が国際協力の分野で実績・経験共に豊富な方であったのに対し、私は国際連合研修協力部（アジ研）に勤務した経験はあるもののそれは相当に以前のことであり、国際協力部（ICD）での勤務は初めてですが、これまで様々な職種・職掌を経験してきているので、自分なりにこの職務を全うしたいと思っています。

就任当初は当部の業務の詳細について職員の皆さんに教えてもらうことが多かったのですが、ようやく当部の業務にも慣れてきました。新型コロナウイルスの流行という現在の困難な状況下にあって、職員の皆さんがオンラインを駆使しながら相手国への支援を継続され、相手国のカウンターパートと共に奮闘される姿に接し、大変心強く思いました。また、オンラインでのプロジェクトやセミナー等に出席した折々に、相手国の方々からこれまでの当部の活動に対する感謝と今後の支援への期待の言葉が寄せられ、先人が築き上げてきた業績の大きさを改めて思い、身が引き締まる思いです。

先人が築き上げた法制度整備支援の伝統を受け継ぎ、当部の職員と共に法制度整備支援に関わるすべての関係者の皆様方と協力・連携をし、当部の活動をより一層充実発展させていきたいと思っているので、御指導・御鞭撻をどうぞよろしくお願いいたします。

国際協力部は平成13年4月に法制度整備支援に専従する部署として法務総合研究所に設置され、今年で創部21年目となります。ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア等の東南アジア諸国を始めとして様々な活動を行ってきましたが、現在では支援対象国の数も十か国余りを数え、法制度整備支援の質・量ともにより幅広いものとなっています。

当部の活動はこれまで、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③検察官、裁判官等法曹実務家等の人材育成支援等を3つの基本的な柱としてきました。これらの活動は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施主体となり当部がこれに協力する形式のものもあれば、当部が実施主体となって行うものもあります。しかし、いずれにおいても相手国の要請に基づきその自主性（オーナーシップ）を尊重して支援を行うという点、そして、自国の法制度を支援相手国に押し付けるのではなく、JICA、長期専門家、学者の先生方など関係者・関係機関も交えながら相手国との間で徹底した議論を行い、法令の適切な運用とこれを担う相手国の人材の育成も含めて継続的にかつきめ細やかに実施するという点において、他国・他機関が行う法制度整備支援とはその特色を異にしています。我が国の法制度整備支援は、「顔の見える国際協

力」,「寄り添い型の法制度整備支援」などといわれ,相手国からも高い評価を得ています。先人が築き上げてきたこれらの良き伝統と相手国との強固な信頼関係は,当部の強みであり原点です。

もっとも,当部においても20年以上も法制度整備支援を続けてきていることから新たな課題も生じてきています。

直近の課題は,現在進行中のプロジェクトを適切確実に実行していくことです。最近の特徴としては,相手国において基本法令の整備は相当に進んできたものの法令間に齟齬が生じているケースも見受けられ,これに対する支援の需要が高まっています。その他にも,知的財産分野等のビジネスにより直結する法分野への支援やより高度な内容を含む支援等が新たに求められています。また,新型コロナウイルス感染症の収束後の状況も見据え,本邦研修の再開とオンライン研修との適切な役割分担の構築も見据えなければなりません。いずれも相当の議論と準備を必要としますが,これらの期待や要請には適切に対応していく必要があります。

これとは別に中長期的な課題もあります。一般的に,どのような組織・活動であっても,草創期においては,先が見えない中でとにかくがむしゃらに物事を進めていくという時期があり,その過程で得られる「生みの苦しみ」は一つの成功体験として組織に受け継がれます。次に,これが一段落すると成熟期を迎えます。成熟期に至りますと草創期のようにながむしゃらに物事を進めることは難しくなります。創部以来の20年という歳月は法制度整備支援に携わる人の裾野も広がっています。後から法制度整備支援に加わった者は,草創期の出来事は伝聞を通じてしか知り得ず,先人の苦労を十分に体感できないこともあるでしょう。以前から法制度整備支援に携わってきた方々は現状にもどかしい思いを抱いておられるかもしれません。また,我々の法制度整備支援は税金で成り立っており,プロジェクトを進める上で現実的な成果が求められてもいますし,それに向けての努力も必要です。他方で,我が国の法制度整備支援は携わってきた方々の熱意と情熱を支えとして相手国との信頼関係の上に成立してきたという面もあります。法制度整備支援という事業の性格上,短期的な利益・成果のみを追い求めては失われるものもあります。中長期的視点からみたときの国益をどのように考えるべきなのか,という観点も重要であると思われます。以上のような視点に立ち,当部の創部から現在に至るまでの過程を俯瞰してみますと,当部も草創期を過ぎて成熟期に入り,「育ての苦しみ」を迎えているといえるのかもしれません。

これまで当部が20年にわたり行ってきた法制度整備支援は素晴らしい成果を上げていますが,今後とも法制度整備支援を続けこれを発展させていくためには,「司法外交」という我が国の政策目的も踏まえ,相手国にどのような支援を行うことが求められているのか,現在の優先課題は何であるのか,そしてその課題に対してどのように向き合うべきなのか,そのためにどのような人材を用意し,準備を行うべきであるのかを常に考えていく必要があるのだろうと思います。

直近のICDNEWSをみますと、第87号の特集記事は「ICD創設20周年特集」であり、第88号には活動報告として「第22回法整備支援連絡会」が掲載され、同連絡会のテーマは「新たな時代の法整備支援～ICD創設20周年を機として～」というものでした。第88号の活動報告をみますと、我が国の法制度整備支援に関わる方々が現時点の問題意識を率直に議論されています。私自身も多くの関係者の皆さんが様々な考えを抱いて法制度整備支援に関与していることが改めて分かり、この多様性が我が国の法制度整備支援の強みであると認識しました。法制度整備支援に関心がある方には是非御一読をお勧めします。

ところで、NHKテレビに「SWITCHインタビュー達人達」という対談番組があります。先般たまたま日本舞踊家・尾上菊之丞氏と和紙作家・堀木エリ子氏の対談が放送されるのを視聴する機会がありました（初回放送日2021年9月25日）。いずれも我が国の伝統文化の世界で仕事をされ、尾上氏は日本舞踊、堀木氏は和紙という世界で新風を吹かせていらっしゃるようです。その番組中の堀木氏の言葉が印象に残っています。記憶が曖昧のため一部不正確な部分もありますが、おおむね以下のような内容であったと記憶しています。

自分は、地元の学校を卒業後は銀行で経理事務の仕事をしていましたが、遊んでいたときにたまたま人に誘われ、銀行を辞めて和紙を制作する会社の事務の仕事をするようになった

当時和紙は廃れる一方であったが、仕事をするうちに和紙の奥深さに気づき、その伝統の世界を守りたいという思いから自分で会社を興した

和紙の本当の良さ・強みは何かと考えたが、それは丈夫で長持ちがするということである

しかし、当時和紙は小袋等の小さい物ばかりが制作されていて和紙の本当の良さが生かされていないと思った

自分は和紙は大柄のインテリアにこそ向いていると思い、できないとされていることでも絶対にできると信じてやってきた

はじめは、職人さんたちには相手にされなかったが、自分から飛び込んでやったら職人さんたちも協力して力を貸してくれた

堀木氏の話は人生において「運」や「偶然」という要素が大きいことを改めて感じさせます。番組では堀木氏が制作した作品として、建物の通路内壁を覆うような十数メートルにも及ぶ長大な和紙やビルの外壁を覆うような巨大な和紙、演舞劇場の緞帳やクラシックコンサートの背景に利用された和紙、展覧会用の電気自動車の外装・内装として使用された和紙などが紹介されていました。それらは日頃私が想像する和紙とは異なるものでしたが、その幽玄・玄妙な雰囲気、光彩、色彩は和紙そのものです。私はそれらの独創的な和紙の作品の素晴らしさに思わず魅せられましたが、最も感銘を受けたのは、堀木氏が「和紙の本当の良さ・強み」ということを徹底的に考え、和紙の持つ長所を最大限に活かし、

他方で和紙の持つ弱さを補うために、最初は消極的であった職人の知識・経験・技能を借り、職人を巻き込みながら様々な技術的な改良を重ねて自分が思い描いた和紙を作品に結実させたところでは。その創作の過程は「運」や「偶然」ではない、堀木氏の明確で揺るぎのない意志があります。堀木氏は、自分のことを「素人」であるとおっしゃっていましたが、それゆえにこそ既成の概念にとらわれることなく、和紙の本当の美質を見抜き、大胆果敢に新しい世界に挑戦することができたのであろうとも思います。

堀木氏は、自身のウェブサイト (<https://www.eriko-horiki.com/profile/>) では次のように語っていらっしゃいます。

…原点に戻って考えてみると、1300年前、和紙を漉(す)く手法は「革新」だったはず。その革新的な技術が、長い年月、人の役に立ち、変化しながら受け継がれ、現代において、「伝統」と呼ばれているのです。つまり伝統と革新は対局にあるものではなく、革新的に生み出したものを数百年後も人の役に立つように進化させていくことが重要なのだと気づきました。

そこで、私は、越前和紙の工房において職人さんの伝統的な技術に現代の用途や機能を与えて、伝統を未来へ繋ぐ方向性と、京都の自社工房で独自の新たな技術を使って革新を興し、その革新を未来の伝統に育てていくという、2つの方向性に仕事を分けました。伝統産業にとって、伝統を未来へ、革新を伝統へというどちらの方向性が欠けても、発展はないのではないかと考えています。…

和紙という伝統工芸の世界と法制度整備支援は客観的にみれば相当に異なり、通常比較の対象にはなり難いものです。しかし、堀木氏の仕事への姿勢は我々に多くの示唆を与えてくれているように思います。とりわけ、堀木氏が仕事をしていく上で示した伝統に対して向かい合う姿勢は、法制度整備支援に限らない、仕事をしていく上での普遍的な内容を含んでいるように思われます。

国際協力部においては、検察官、裁判官、行政官など職業的・専門的なバックグラウンドを異にする職員が法制度整備支援という共通の目的のためにサブ・ロジの両面で努力を重ねています。最初は皆、国際協力分野の素人ですが、彼ら・彼女らが当部に新風を吹き込み、過去の事例を手がかりにしつつ、現在の状況を踏まえて自ら調査し自ら考え、内外の関係者と議論を重ねながらプロジェクトを進め、様々な経験を積み、何人かは再び法制度整備支援の現場に戻り、あるいは隣接する国際業務に関連する分野に進むなど、当部の伝統が承継、伝播される好循環も生まれてきています。当部には20年もの歳月をかけて築かれてきた「顔の見える国際協力」、「寄り添い型の法制度整備支援」という原点があり、相手国との確固とした信頼関係があります。最大の資産は、法務省、裁判所、弁護士会、学者の先生方など大学関係者、JICA、国際民商事法センター（ICCLC）その他多くの関係者から多大の御協力をいただいているということです。

これまで当部で培われてきた法制度整備支援の良き伝統を未来に繋ぎ、その上に更に少しでも新しい良き伝統を重ねていくためにはどのようにしたら良いのかについて、誰もが

直ちに納得できるような解はないでしょう。しかし、法制度整備支援の伝統を繋いでいく上で重要なことは、当部の原点に立脚しながら「我が国の法制度整備支援の本当の良さ・強み」とは何なのかということを徹底的に考え、それを再発見し、多くの関係者の知恵と経験と技術を借りながら協働していく以外にはないのだらうと思っています。

改めて法制度整備支援に関わる皆様の御支援・御協力をお願いする次第です。